

虐待防止のための指針

秦野赤十字訪問看護ステーション

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

秦野赤十字訪問看護ステーションは、利用者の人権を尊重し、犯罪行為である高齢者虐待と定義される不適切なケアを一切行わないこととする。虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努め、すべての職員がこれらを意識し、本指針を遵守して、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資する訪問看護の提供を目的に本指針を定める。また、虐待が発生した場合には適切に対応し再発防止策を講じる。

2. 虐待の定義

(1)身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2)介護放棄(ネグレクト)

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、または利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3)心理的虐待

利用者に対する激しい暴言、著しく拒否的な対応、または不当な差別的言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4)性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(5)経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会その他事業者内の組織に関する事項

(1)虐待防止委員会の設置

当ステーションは、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止委員会(以下、委員会)」を設置する。なお委員会の責任者は虐待防止委員会委員長とする。訪問看護虐待防止担当職員は「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下、担当者)」とする。

当院の委員会(医療安全委員会、倫理委員会)、医療安全推進課との連携を図る。

(2)委員会の開催

委員会の開催にあたっては、訪問看護虐待防止担当職員が参加する。

委員会は定期的(年2回以上)かつ必要に応じて担当者の招集により開催する。

(3)虐待防止委員会の構成委員

委員長 小池小児科部長

關 救急部長

廣田脳神経外科部長

金城第一整形外科部長

兵頭小児科副部長

大友小児科医師

幹事 阿部看護副部長兼患者サポートセンター副センター長

桑原外来看護師長

坂本5東病棟看護師長

伊東医療安全室師長

村井救急看護係長

西山第二入退院療養支援係長

野上訪問看護ステーション課看護師

小林入退院療養支援課主事

書記 石塚入退院療養支援課主事

2025年1月現在

(4)委員会の協議事項

- ①虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事
- ②虐待防止のための指針の整備、見直しに関する事
- ③虐待防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関する事
- ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事。
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑦再発防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関する事

(5)結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他資料を作成し、各担当者により回覧するなどして周知徹底を図る。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1)定期開催

虐待等の防止をはかるため、職員に対する職員研修を、年1回(12月を目安)実施する。

(2)新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定めて、虐待等の防止をはかるための研修を実施する。

(3)研修内容

研修内容は、以下のものを基本とする。

- ① 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- ② 本指針の内容に基づく取り組み方法
- ③ 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法
- ④ 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

(4)研修記録

研修の実施ごとに、研修実施記録を作成し、使用資料一式とともに記録簿にファイルし、保管・管理する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合は役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

また緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保証を優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1)虐待を疑う事例を発見したら、管理者及び委員会事務局(入退院療養支援課)へ連絡し、相談介入依頼と「虐待等に関する報告書」を作成する。
- (2)臨時の虐待防止委員会を開催、当該部署からも招集し対応を協議する。
- (3)入退院療養支援課 MSW は委員会の協議結果を受け、関係機関へ通告・連絡する。
- (4)虐待により生命に重大な危険があると判断される場合や犯罪性を問うことが望ましい場合は診察医が警察に通報する。
- (5)夜間休日に発生した場合は、虐待により生命に重大な危険があると判断される場合や犯罪性を問うことが望ましい場合は、直ちに日当直担当医に報告し診察医が警察に通報する。病状的に入院適応がない場合は、安全確保を目的とした一時入院が必要かどうかや外部関係機関への連絡の有無を日当直医や管理者、管理医師と協議する。必要時は管理師長からの依頼を受けて、日当直事務が外部関係機関へ連絡する。翌開院日に入退院療養支援課へ連絡する。
- (6)主治医が在宅医の場合は日中、夜間、休日問わず在宅医へ直ちに報告し、在宅医の指示の元対応する。
- (7)関係機関
居住地担当の高齢者支援センター

本町	0463-75-8907
東・北	0463-81-0990
西	0463-73-5751
鶴巻	0463-79-9040
南	0463-84-2250
大根	0463-76-5208
渋沢	0463-79-6532
秦野市高齢介護課	0463-82-7394

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、ご利用者やご家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて、行政機関等の窓口を適宜紹介する。また擁護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が直接行政機関等に連絡し、対応について相談する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1)虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す、当事業所において包括的に設置する苦情相談窓口において受け付ける。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、管理者及び委員会事務局(入退院療養支援課)に報告する。
- (2)苦情相談内容や相談者については個人情報取り扱いに留意し、相談者等に不利益が生じないように細心の注意を払う。
- (3)相談受付後は、「6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- (4)対応の結果については、必ず相談者に報告を行う。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、職員、ご利用者及びそのご家族をはじめ、外部のものに対してもいつでも閲覧できるようにする。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者等虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、ご利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

11. 附則

2024年4月1日施行

2025 年 1 月 31 日改定